

議案第98号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月2日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

職員の給与の改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいため、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。